

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823
<http://satsu-engu.jp/>

第23号

2023年

第23号

援護基金を、今年もよろしくお願い申し上げます。

日頃から当援護基金にご支援ご協力をいただきありがとうございます。

コロナの感染発生から丸3年が経ちましたが、新しい年を迎えて感染者数が増えはじめました。死亡者数も増えています。国民の命と暮らしが脅かされる状況が一日も早く回復することを願っています。

ご存じのとおり、当援護基金は、1983年（昭和58年）、札幌弁護士会の創立100周年記念事業として設立され、今年40周年という節目の年にあたります。設立趣意書に、「基本的人権を擁護し社会正義を実現するという弁護士の使命にかんがみ、(略)もって、国民の基本的人権を擁護し、全ての人が、健康で文化的な生活を営む権利を実現するため寄与しようというものであります。」と書かれています。

その原点を大切に当援護基金は、この間、札幌弁護士会の活動と連携し、経済的弱者や社会的弱者が抱える問題を援助し、人権擁護の活動を続けてきました。例えば、福島原発事故の避難者、アスベストや悪質商法被害者、「婚姻の自由をすべての人に」裁判の調査研究等々への支援などです。

また、札幌弁護士会の各種法律相談（ハロー弁護士相談、ほっとらいんぶ〜け、高齢者・障害者法律相談）への支援も行っています。

そして、手弁当でもやらなければならない被害救済や人権擁護活動は、調査、研究などに費用がかかります。しかし、その費用を負担できない人もたくさんいます。そのような事案に、当援護基金は援助を行ってきました。今後も多くの人権擁護活動などを支援したいと思っています。どうか当援護基金を活用して、基本的人権の擁護と社会正義の実現の活動を大きく広げて下さい。

ところで、当援護基金の活動資金は、刑事贖罪金をはじめとする皆さまからの寄付金だけです。刑事贖罪金はもちろんその他の寄付も、額の多寡にかかわらず当援護基金へ寄付していただくようお願い申し上げます。

コロナ禍により、私たちの社会は大きな変容を余儀なくされ、かつてないほど人権擁護活動の必要性が高まっていると思います。それにともない人権擁護活動の支援のための当援護基金の役割もますます重要性を増してい

ます。当援護基金は、今後とも、その期待に応える活動を進めてまいりたいと思います。

皆さまのご協力、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



2023年（令和5年）3月

理事長 高崎 暢
(公益財団法人札幌法律援護基金)

悪質商法被害対策北海道弁護士 解決報告

団長 道尻 豊

当弁護士が取り組みました「占いサイト運営事業者」に対する損害賠償請求事案について、ご報告します。

「占いサイト」とは、インターネットで占いを提供すると称しているウェブサイトのことであり、利用者に対し、鑑定師（占い師）からメール等で鑑定（占い）結果を通知するというサービスを提供しています。料金システムは、例えば、利用者が鑑定師からのメールを読むことは無料ですが、利用者が鑑定師にメールを送るためには1回に150ポイント（1500円相当）を要するといったような仕組みになっています。

しかし、占いサイトの実態は、「鑑定師」や「占い師」というキャラクターを演じているにすぎない者が、当該利用者について実際に行った鑑定（占い）の結果を示すのではなく、あらかじめ用意された文章などを使って、利用者からメールを返信させることを目的としたメールを次から次へと送信しており、利用者によってその都度メールの返信をさせることによって、多額のポイントを費消させているものが少なくありません。そのような事例では、「鑑定師」から利用者へ送信されてきたメールの内容をつぶさに検討すると、実際には鑑定（占い）などは行われておらず、

利用者に多数回にわたりメールを返信させる（つまり、ポイント＝利用料金を費消させる）ための出鱈目なやり取りを繰り返しているにすぎないことが分かります。

同種の被害は全国的に発生しており、占いサイト運営事業者の責任を認める裁判例も出ています（東京地裁令和元年12月2日判決・判例タイムズ1484号213頁など）。

当弁護士は、2018（平成30）年に、占いサイト利用者2名を原告、占いサイト運営会社及びその代表者を被告として、利用料金等の損害賠償を求める訴訟を起こしました。その後、計12回に及ぶ裁判期日を経て、2021（令和3）年に和解が成立し、解決となりました。

この取組みに際し、当弁護士は、札幌法律援護基金から合計20万円の援護を受け、①被告占いサイト運営会社と他の利用者との間の同種事件の裁判記録を謄写するなどして、占いメールの共通性等の分析、②他弁護士との全国連絡協議会への出席などの調査研究を行いながら訴訟活動を展開することができ、途中には立証上重要な文書提出命令を得るなどして、最終的には和解により一定の被害回復を実現することができました。

この度の援護に対しまして、深く感謝申し上げます。

常務理事からひとこと

援護基金だより第23号をお届けいたします。

皆様方におかれましては、日頃より当基金へのご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年の9月より当基金の常務理事に就任致しましたが、皆様方から頂戴する各種寄付金の多さに驚くとともに、これらを貴重な財源として様々な人権擁護活動へ支援を行う当基金の役割の重要性を実感しております。

今後とも、当基金に対する変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

常務理事 中島 正博